



令和6年度

筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業  
現場技術業務

# 積 算 書

(当初)

九州農政局  
北部九州土地改良調査管理事務所

事業名	筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業	相原吉郎 (1/2)
業務名	現場技術業務	

事業名 筑後川下流佐賀国造成土地改良施設整備事業  
事業名 球磨技術研究

事業名	筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業	業務別類	( 1 )
業務名	現場技術業務		

事業名 筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業  
業務名 現場技術業務









事業名	筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業	未登録	21	3
業務名	現場技術業務			

事業名 築後川下流佐賀宮造成土地改良施設整備事業  
事業者名 現場技術監修



事業名	筑後川下流佐賀国營造成土地改良施設整備事業
業務名	現場技術業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単一 1号 ***					
S02115	技術員		人		1,000	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1,000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1,000 人
	単 価				33,600	
	*** S 単一 2号 ***					
S02120	情報共有システム		月		1,000	歩A 各単位 当たり算出
	情報共有システム			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)市場単価コード 2)規格	A96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)単価の入力	11,100円		深夜時間:0.0		
A96001	情報共有システム	1,000	月	11,100	11,100	
	合 計				11,100	算出数量 1,000 各単位
	単 価				11,100	
	*** S 単一 3号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1,000	歩A 回 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	積算業務,着手前・最終,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.2			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	日			深夜時間:0.0		
	1)設計工種 2)打合せ	積算業務 着手前・最終				
	3)設計用主任技師人數 4)設計用技師(A)人數	0.00人 1.00人				
	5)設計用技師(B)人數 6)設計用技師(C)人數	0.00人 0.00人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.25日 0.200日				
R04004	技師 (A)	0.450	人	57,000	25,650	
	合 計				25,650	算出数量 1,000 回
	単 価		回		25,650	
	*** S 単一 4号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 回 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	積算業務,着手前・最終,通勤により打合せ,,,一般交通機関,0日,,1			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	00km≤L (100km以上)			深夜時間:0.0		
	1)設計工種 2)打合せ内容	積算業務 着手前・最終				
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員	0人 1人				
	5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	0人 0人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.25日 0.20日				
	9)宿泊区分 12)交通機関区分	通勤により打合せ 一般交通機関				
	13)高速道路往復料金 (税別) 14)鉄道往復1人当料金 (税別)	0円 1,562円				
	15)バス往復1人当料金 (税別) 16)船舶往復1人当料金 (税別)	0円 0円				
	17)航空往復1人当料金 (税別) 18)ライトバン使用日数	0円 0日				
	20)往復移動距離区分	100km≤L (100km以上)				

施工作業表 単位割合 ( 27.2 )





令和 6 年度 筑後川下流佐賀国營造成土地改良施設整備事業

現 場 技 術 業 務

特 別 仕 様 書

九 州 農 政 局

北部九州土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条

令和6年度 筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業 現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、筑後川下流佐賀国営造成土地改良施設整備事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

業務成果物のミス、不備等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

- ・技術士（総合技術監理部門（電気電子 電子応用、電気電子 情報通信、電気電子 電気設備、農業 農業土木、農業 農業農村工学））
- ・技術士（電気電子部門（電子応用、情報通信、電気設備））
- ・技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学））
- ・博士（当該業務に関連する学術部門）
- ・農業土木技術管理士
- ・1級土木施工管理技士
- ・シビルコンサルティングマネージャー（電気電子）
- ・シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格等は、次のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒2年（短大・高専卒業4年、高校卒6年）であること。

技術者区分	資格
現場技術員（C）	技術士（総合技術監理部門（電気電子 電子応用、電気電子 情報通信、電気電子 電気設備、農業 農業土木、農業 農業 農業 農村工学） 技術士（電気電子部門（電子応用、情報通信、電気設備）） 技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）） 1級又は2級土木施工管理技士 電気通信工事の積算業務の実務経験を有するもの。

(配置技術者の確認)

第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。  
なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務実施計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提供しなければならない。

(適用する図書)

第8条

本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定（改定）年月
対象工事の契約図書	
令和4年度 国営造成施設緊急整備対策調査 筑後川下流佐賀地区水管理施設設計業務 報告書	
令和5年度 国営造成施設緊急整備対策調査 筑後川下流佐賀地区水管理施設設計業務 報告書	

(工事の概要)

第9条

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

工事名	工事場所	工期	工種・工事概要等
水管理施設改修工事（仮称）	佐賀県佐賀市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町地内	R6.8～ R8.3	水管理施設 1式

工期や工事内容等は変更することがある。

(業務場所)

第 10 条

業務場所は、北部九州土地改良調査管理事務所または当該事業実施地域内（佐賀県佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、福岡県久留米市、大川市）を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第 11 条

業務期間は次のとおりとする。

令和6年4月3日～令和7年3月13日

(業務内容)

第 12 条

本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

1 ) 設計に関する業務

- ・電気通信工事の設計及び積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

2 ) 監督に関する業務

- ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
- ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
- ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務

3 ) 関係機関との協議に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務

4 ) 事業実施に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

第 13 条

( 1 ) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

( 2 ) 業務履行にパソコン及びプリンタ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については、監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、かつウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

( 3 ) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定

するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。

この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

#### (情報共有システム)

##### 第14条

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

#### (打合せ)

##### 第15条

共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

#### (成果物)

##### 第16条

成果物の提出は次のとおりとする。

(1) 業務実績報告書 1式

(2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式

(3) その他必要な資料 1式

#### (成果物の提出先)

##### 第17条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口 891-20

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

#### (契約変更)

##### 第18条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりと

する。

- ( 1 ) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- ( 2 ) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- ( 3 ) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- ( 4 ) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- ( 5 ) 第15条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- ( 6 ) 第16条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- ( 7 ) その他

( 定めなき事項 )

#### 第19条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。